コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月16日
株式会社コネクティ
代表取締役社長　服部　恭之
問合せ先：経営管理部　03-6258-1250

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速、適切、効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明かつ健全な経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。】
当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J-GIA2号投資事業有限責任組合（J-LPS）	887,494	55.82
服部　恭之	589,500	37.08
JGⅡ（Cayman）,L. P.（C-LPS）	102,999	6.48

支配株主（親会社を除く）名	J-GIA2号投資事業有限責任組合（J-LPS）

親会社名	－

補足説明

１．当社は自己株式を97,500株保有していますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は自己株式（97,500株）を控除して計算しております。

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	３月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との間で取引を行う場合、少数株主の利益を損なうことがないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	３名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井　克成	他の会社の出身者											

松本　真理	他の会社の出身者											
加地　倫文	他の会社の出身者							○				

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井　克成	○	―	株式会社ファイナンス・プロデュースの代表取締役を務めており、財務及び経営に対する豊富な知識・経験を有していることから、豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
松本　真理	○	―	アイディール・リーダーズ株式会社の創業者であり、ウェルビーイング経営及びパーパス・マネジメントに対する豊富な知識及び経験を有していることから、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

			当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
加地　倫文		主要株主であるJ-GIA2 号投資事業有限責任組合を運営する日本成長投資アライアンス株式会社のパートナーであります。	金融・資本市場及びプライベート・エクイティ投資に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営戦略、資本政策及び企業価値向上の観点から、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	－	1	2	－	－	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	－	1	2	－	－	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役２名及び社内取締役１名の委員により構成される任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、役員の選解任に関する事項及び役員報酬等に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と常に緊密な連携を保ち、監査の方法及び結果についての報告を受けるとともに、その監査を活用し、監査の品質向上と効率化を図っております。監査役と内部監査担当者との間では定期的に情報交換会を実施して情報連携を図るとともに、監査役、会計監査人、内部監査担当者は四半期に１回会議を開催し、監査方針・計画、会計監査、内部統制に係る情報連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林　寛	他の会社の出身者													
伊藤　敬子	公認会計士													
神野　美穂	公認会計士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林　寛	○	―	証券会社勤務時に数々の未公開企業の上場準備をサポートしてきた経験・知見が豊富であり、監査役の実務を経験していることから、かかる知識及び経験に基づいた客観的かつ中立的な助言及び監査を適切に遂行いただけるものと判断しているため社外監査役に選任しております。 当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
伊藤　敬子	○	―	公認会計士として財務会計及び監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識及び経験に基づいた当社経営に対する監督を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
神野　美穂	○	―	公認会計士として財務会計及び監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識及び経験に基づいた当社経営に対する監督を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

			当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	５名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断した社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対し、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者につきましては、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。なお、取締役の個人別の報酬の内容については、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、貢献度等の諸般の事情を勘案して決定すること

としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理部にて行っております。取締役会の開催日程および議題について予め調整する事に加え、取締役会の資料は事前に配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役５名(うち、社外取締役３名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定例取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

また社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。さらに、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は３名(うち、社外監査役３名)で構成され、１名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士を２名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査役監査規程及び監査役会規程に基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。また、監査役は、監査役会を毎月１回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。さらに、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 内部監査担当

当社は、独立した内部監査部門を設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査責任者のもと、内部監査担当者がクロス監査を実施しております。内部監査は、内部監査規程に基づき、監査対象部署から独立した内部監査担当者が実施しており、会社の業務活動が法令、定款及び社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

監査結果については、代表取締役社長、取締役会、監査役会及び監査役に報告するとともに、改善が必要な事項については被監査部署に改善を求め、その改善状況を確認しております。

また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に情報交換を行うなど相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(4) 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

(5) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。なお、リスク・コンプライアンス委員会においては、当社のリスク及びコンプライアンスに関する重要事項の協議を行っております。

(6) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会を設置しております。なお、指名・報酬委員会においては、取締役の指名・報酬等に関する事項のうち、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。この中で、コーポレート・ガバナンスの基本方針に掲げた経営の効率化、健全性、透明性の向上を図っております。

監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点や専門的な見地からチェック体制の強化を図るため、監査役３名全員が社外監査役となっており、公認会計士などの専門家を含めております。また、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入するとともに、取締役会の監督機能の一層の強化を図るため、取締役５名のうち３名を社外取締役としております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。また、発送前にウェブサイト上への早期開示も検討いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ上の IR 専用ページに、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社の IR 活動は経営管理部が担当しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は株主及び投資家を特に重要なステークホルダーであると位置づけ、適時、適切な情報開示を通じて、説明責任を果たすとともに、投資家等と長期的な信頼関係を構築することを重視した IR 活動を実践することを基本方針としております。
環境保全活動、CSR	今後検討すべき事項と考えております。

活動等の実施	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内管理体制の充実に努め、法令等に基づき業績及び財務内容に関する情報を速やかに開示する事に加え、ホームページ及び適宜開催の決算説明会やIR活動を通じて適切な情報発信を行うことで株主や投資家の皆様に信頼していただける企業を目指してまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
取締役は、使用人が適切に行動するために法令、定款及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。
代表取締役直轄の内部監査担当者を設置し、当社の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。
法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理本部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

３．損失の危険の管理に関する規程及びその他体制
リスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。
経営危機発生が疑われる時は、経営危機管理規程に基づき管理本部責任者が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が対策本部長となり、管理本部責任者を事務局長とした経営危機対策本部を設置してこれに対応する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、各部署が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

取締役ほか本部責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部署が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。　総括責任者である代表取締役社長は月１回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて本部責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

６．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から監査役監査規程にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

７．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用および債務については、必要でないと判断される場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

８．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査担当者との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。
監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進しております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

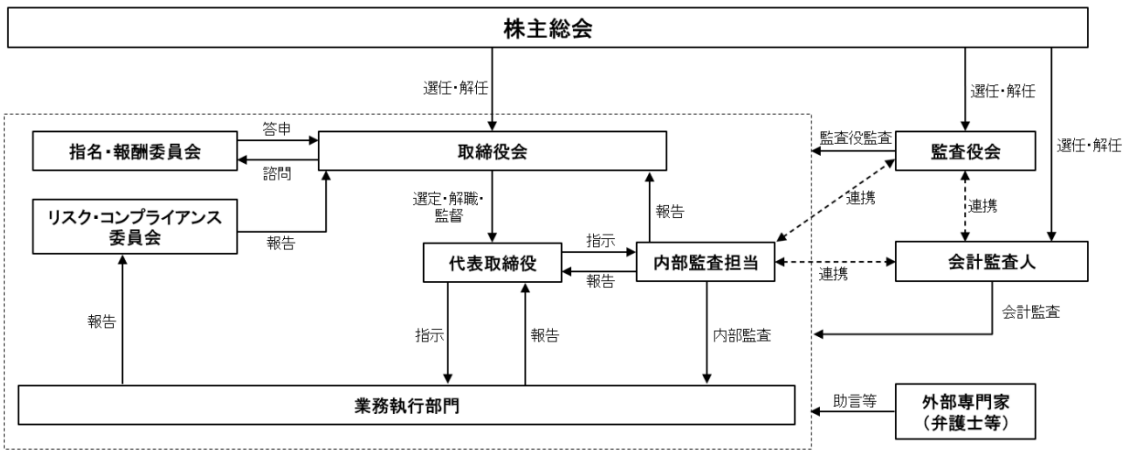
該当項目に関する補足説明

―

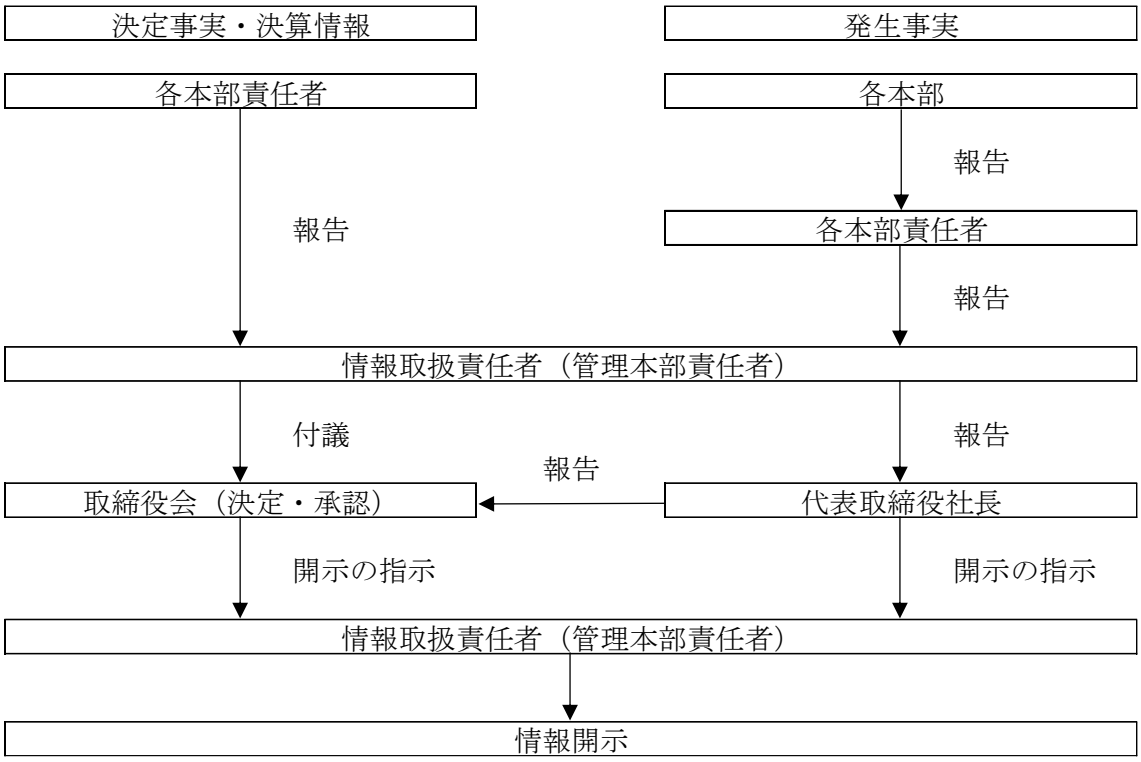
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上